

## 1. 地域生活支援体制の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスや生活支援事業の量や質の確保、また、地域生活を支える保健・医療・福祉の連携により、安心して生活できる支援体制の構築に努めます。

### 【評価】

重度身体障害者が住み慣れた自宅において、日常生活の支援を受けながら生活できる環境が少しずつ整いつつある一方で、在宅での生活が困難な障がい者には、居住の場と日中活動としての就労の場の確保が求められています。地域生活の場として、令和5年度までに市内7か所のグループホームが設置されています。今後も、居住の場の確保と、そこで働く施設従事者の確保と支援の質の向上を図っていく必要があります。また、外出支援として福祉タクシー利用助成制度については、交付・利用枚数の改正を検討中であり、デマンド交通おでかけ号については、車いすの積載条件を緩和し、移動手段の充実と利便性の向上に努めました。

今後は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院者の地域移行を活性化し、精神障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場（WG53）を活用し、「地域移行・定着支援」の利用促進となるよう支援体制の整備に努める必要があります。

さらに、権利擁護支援について地域連携の中核機関として、下野市社会福祉協議会に設置した「成年後見サポートセンター」を活用し、成年後見制度の利用促進のため、関係機関との連携と制度の周知を図っていく必要があります。

## 2. 相談支援体制の充実

基幹機能をもった相談支援センターや協議の場を通して、障がいのある方が適切な支援を受けられるよう体制の構築を図り、障がい者の自立及び社会参加の支援に努めます。

### 【評価】

高齢福祉・こども福祉・学校教育など他分野において、各課で相談しやすい環境整備に努めています。さらに、基幹機能を持つ「下野市障がい児者相談支援センター」を中心に、総合的・専門的な相談支援に努め、複雑多様化する多問題事例の検討会議を実施し、相談支援事業所と共にその対応を検討できるよう場の設置・周知に努めました。令和5年度には「福祉まるごと相談窓口」を社会福祉課内に開設し、制度の狭間となる福祉に関する困りごとの相談受付を開始しました。

また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が円滑にできるよう、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連絡会を発足させ、課題共有や共同研修会、マニュアル作成などに取り組みました。親亡き後に備えて継続した支援ができるよう、高齢分野及び障がい分野の相互理解を深めるとともに共生型サービスについても推進し、これまで以上に関係機関との横断的連携の強化が必要です。

### 3. 障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいの特性や発達に合わせて能力や可能性を伸ばせるよう、保健・福祉・医療・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができる体制づくりに努めます。

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが成長できるよう、地域社会への参加や、障がいのある子どももいない子どもも共に学べる教育を推進します。

#### 【評価】

下野市地域自立支援協議会において、医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループを設置し、保育施設等で医療的ケア児を受け入れるために必要な体制整備について検討を重ねてきました。令和3年度より災害対策として、人工呼吸器の自家発電機または外部バッテリーの購入助成を開始しました。今後は、医療的ケア児等の支援体制について、医療的ケア児等コーディネーターを活用し検討を進めていきます。

保健・福祉・医療・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができるよう、下野市地域自立支援協議会で作成したサポートファイル「かけはし」を活用し、幼児期から青年期までの支援を円滑に進められるよう周知・活用方法について検討していきます。令和4年度には、「特別支援ネットワーク連絡協議会」が発足し、インクルーシブ教育の推進に向け、関係部局と連携のもと、特別支援教育における支援体制整備をさらに深める取り組みを行ってきました。今後は、市内学校で作成している個別教育支援計画と療育機関が作成する支援計画を共有し、放課後等デイサービスや学童保育、学校との連携が必要です。

### 4. 社会参加の支援

就労を希望する人がその特性にあった様々な就労支援が受けられるよう、就労支援体制の充実を図ります。

障がいのある人が生きがいをもち、豊かで自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動の充実や地域との交流による社会参加の促進を図ります。

#### 【評価】

下野市障がい児者相談支援センターとの連携を軸に障がい者の福祉的就労および一般就労への移行を進めました。また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所に通所する障がい者の工賃向上に繋がるよう、優先調達に努めました。

下野市地域自立支援協議会就労部会において、市広報紙を活用し、就労支援事業所や一般企業に就職した方のインタビュー記事等を紹介し、障がい者雇用への理解、普及促進に努めました。また、福祉事業所等と企業との意見交換会を開催し、相互理解を図りました。今後も継続して、障がい者雇用に対する理解促進に注力していく必要があります。

手話通訳ボランティア育成のため広域での講座を開催しました。また、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業を通じ、障がい者のコミュニケーション支援による社会参加の促進に努めました。

今後も、地域において障害のある人もない人も相互に理解し、様々な交流を経て社会参加が進むよう努めていくことが重要です。

## 5. 協働によるまちづくりの推進

障がいのある人もない人も人としての尊厳や権利が尊重され、社会参加できるよう、あらゆる差別や偏見をなくし、共に支え合い生きる「共生社会」の実現を目指します。

地域において安全、安心に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、福祉避難所の協定事業所の拡充や災害時における避難体制の充実を図ります。

子どもの頃からの人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある方を地域で支える環境づくりに努めます。

### 【評価】

下野市避難行動要支援者対応マニュアルに基づいた訓練を実施しました。令和3年度には、障害者や外国人にもわかりやすく安心して避難できるよう、避難所にピクトグラムや多言語シートを配備しました。また、公民館講座等にて「マイタイムライン」の作成について普及啓発を行いました。今後も平時より民生委員と地域の住民と連携し、災害時における要支援者の避難対策について、関係各所と連携を図り検討していく必要があります。

また、改正障害者差別解消法に基づき、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する講演会の実施、市広報紙の「障がい福祉瓦版」と題した連載、障がい福祉セミナー、しもつけ福祉塾、障害者週間等で障がい福祉に関する情報を発信するなど、周知啓発を図りました。

自治医大駅東口等のバリアフリー化に向けて再整備を行いました。今後も「下野市総合計画後期基本計画」と整合性を図りながら、都市計画マスタープランの次期策定に向けてユニバーサルデザインのまちづくり推進について検討が必要です。